

日本の野球を
強くそして面白くし
野球を世界共通の
スポーツに育てる為の
60年計画

— 箇条書き・叩き台版 —

2015年（平成27年）1月5日

佳羅研究所

目 次

目標—基本的思考	1
養育及び研究機関	2
マイナー組織	9
現行プロ組織（NPB）	14
マイナーとNPBとの連携	15
プロと素人との交流と連携	17
国際交流	19
参考文献	20

◎此の文書は「未完成」であり、今後順次、加筆補充の予定です。尚、完成次第、改めて書籍化を含めて配布方法を御案内する予定です。

製作・発行 佳 羅 研 究 所

<http://www.kar2007el.ecweb.jp>

お問い合わせ… safe8peace-14@kar2007el.ecweb.jp

目標——基本的思考

▲国内的には、「『日本野球機構』（一般社団法人。以下NPB）を軸とするプロを中心とする日本野球」を永久的に堅持且つ護持の上で、「国際試合で勝ち、そして負けない日本野球」を目標とする。一方でプロ野球と素人^{アマチュア}野球との交流の機会を増やし、両者間の連携を緊密とする。プロ・素人共に「地域に根ざし、地域に密着した、「地域を代表する選手団（倶楽部〔学校や企業（実業団）に於ける「部」では無く〕）同士に拠る、地域対抗の野球」を定着・確立させる。

▲国際的には、野球を^{サッカー}ア式蹴球と同等に世界共通のスポーツに育て上げる事を究極の目標とし、日本の野球組織の主導に拠り、国際競技連盟に加盟し且つ野球競技を実際に行う国を50以上とする事を当面の目標とする。

▲当計画は60年を周期の目安とする。当計画の実行間も無く生まれ育って選手に成った野球人達が選手団の経営に当たるに至る迄は此の計画の進展を見届ける必要が在る、との観点に拠る。

養育及び研究機関

◆「野球学校」の設立。

【提案理由】野球を世界共通のスポーツとして育て上げる事を日本の野球組織の主導に抛り叶える為には、日本国内に於ける野球の基盤を磐石^{ばんじゃく}とし「国際試合で勝ち、そして負けない日本野球」を確立させる事が先ず、不可欠である。其を縊り^よ確実な形で成就至らしめる為には、最初から野球を以て生計の手段とする人材の養成及び育成を目的とした上で、基礎体力練成の段階に在る児童期から始め、寄宿生活^{もと}の下、総当たり戦を中心とする試合を積み重ねつつ育てて行く事が、高等学校野球競技会—野球を以て生計の手段とする人材の養成及び育成を本来の目的としていない。殆ど勝ち抜き方式で「負けたら終わり」—を中心とする現行の素人野球に依存する現行の方法と比べる迄も無く、最善に近き方法と考える。

〔▲負けから学ぶ事々が、野球に於いては沢山在る。

フットボール
蹴球系競技—原則週1試合・精々週3試合—では

「年間全勝」も在り得ようが、

野球—其の気に成れば毎日、試合が出来る—では先ず、
そうは成り得ない。〕

【目的】日本の野球を強くそして面白くし、一方で野球を世界共通のスポーツとして育て上げるべく、次各号の事業を行う。

- ① 野球を以て生計の手段とする（＝野球に命を賭け、
あ 敵えて傷だらけで遣る）人材（選手・コーチ・監督・技師・
選手団運営者・審判及び記録員）の養成及び育成。
 - ② 野球の技術向上及び野球競技の実施主権共同体（国
家及び其に準ずる地域）の増加に繋げる為の研究。
 - ③ 前二号を行う施設及び設備の維持・管理及び運営。
- ▲③に係る施設及び設備（後述）は、①と②を行わない日
時に於いて、野球競技会（興行として行うものを含む）及
び其の他のスポーツ行事（興行として行うものを含む）並
びに教育に関する行事に有償で貸し出す事が出来る。

【課程と期間】

入学資格：小学校を卒業見込の、心身共に健康な旨の証
明が在る男子。自主志願〔原則。場合に拠り、近隣の
「児童野球団」群と契約・連携に拠る推薦も可〕に拠
り入学希望者を募集の上、筆記と実技に拠る試験を以
て入学の可否を決定。募集人数は「20×マイナー野球
団（後述）の数」人／年。

A：養育課程

- ① 前期養育科 3年
第一学年…12～13歳（以下、U13）
第二・第三学年…13～15歳（以下、U15）
- ② 後期養育科 3年
第四～第六学年…15～18歳（以下、U18）

①②共に――

▲使用球は全て「牛皮硬球」。▲1学年に付き「20×マイナー野球団（後述）の数」人ずつ。▲①②共に全寮制とし、①は5生徒／室・②は3生徒／室で寄宿。

◆通常季（4～9月）は概ね、次2頁表の流れに沿って教育を行う。

▲A②の最終段階として、実技中心の卒業試験を行い、其の結果に拠り、選手と成るか否かが決定。選手資格を得た者は卒業後、選手経験（マイナー→NPB）を経て原則としてCの課程へ入る。

B：再教育課程

③a 審判科 2年？

③b 記録科 2年？

C：研究課程

④ 監督養成科

⑤a 運営及び経営科

⑤b 海外普及科

—養育課程（U13）の一週間（案）—

[4月上旬～7月中旬＝基礎技術教育期間

「球を持った事が無い子にも最初から教える」]

◎全員を一箇所（本校）にて生活させ、練習は主に半数ずつ・
2団に分けて行う。

火～日 （前略）

9:00～12:30…通常学習授業

（35分×4時限、各時限間に10分間を置く）

12:30～13:15…昼食、休息

13:15～…実技準備（更衣等）

13:30～17:30…練習（屋外で行う場合は公開）

17:30～…後片付け、入浴等支度

18:00～…入浴／18:30～…夕食

19:00～21:00…夜間練習（室内、主に器具鍛練）

（後略）

月 休校。

[7月下旬～9月半ば]

◎20人ずつ、U15の各球団に付随する形で配属（各生徒の出身地
を考慮の事）。

火 （4月上旬～7月中旬の火～日に同じ）

水 （13:30迄、火に同じ）

13:30～…公式競技出場選手は公式競技が行われる市（町・村）へ
の移動へ出発（ホームの場合は火に同じ）。

木 公式競技開催。試合の後、帰路に就く。

金 （火に同じ）

土・日 （水・木のパターンを繰り返す）

月 休校。

— 養育課程（U15・U18）の一週間（案） —

火 （前略）

9:00～12:30…通常学習授業

12:30～13:15…昼食、休息

13:15～…実技準備（更衣等）

13:30～17:30…練習（屋外で行う場合は公開）

17:30～…後片付け、入浴等支度

18:00～…入浴／18:30～…夕食

19:00～21:00…夜間練習（室内、主に器具鍛練）

（後略）

水 （13:30迄、火に同じ）

13:30～17:30(予定)…選考競技

△ 3 学年の60人を 2 団・30人（1 学年につき10人ずつ）に分けて対戦させ、双方の得点に関係無く 9 回裏・3 死と成る迄試合を行い（9 回裏を同点で終わっても延長は無し）、其の結果と経過を精査の上で其の週の公式競技出場選手（25人）を決定。（選考競技終了以降、火に同じ）

木 火に同じだが、練習時間内に公式競技出場選手を通知・発表の上で、公式競技出場選手と其以外の生徒とを分けて練習を行う。

金 （13:30迄、火に同じ）

13:30～…公式競技出場選手は公式競技が行われる市（町・村）への移動へ出発（ホームの場合は木に同じ）。其以外の生徒は木に引き続き練習。

土・日 公式競技開催。出場選手以外の生徒については金に同じ。

公式競技出場選手は日の試合の後、帰路に就く。

月 休校。

【施設・設備】

- ① 本校校舎：主たる事務所・教室・講堂・図書館・博物館・主競技場（内外野天然芝の扇型フェアグラウンド。夜間照明は必須（学校を寒冷地に置く場合は地中暖房も）。更に可能な限り、3万人程度収容の観覧部と開閉式ドーム屋根も）・室内練習場及び鍛練場^{トレーニング}等を併設
- ② 第一補助競技場（人工芝の扇型フェアグラウンド。夜間照明は必須（学校を寒冷地に置く場合は地中暖房も）。更に可能な限り、3000人程度収容の観覧部も）
- ③ 第二補助競技場（内野は土・外野は天然芝の菱型フェアグラウンド。夜間照明は必須（学校を寒冷地に置く場合は地中暖房も）。更に可能な限り、3000人程度収容の観覧部も）
- ◎以上3競技場共に、グラウンドについては、両翼97.51m以上・中堅121.92m以上、少なくともフェア区域は左右対称である事。
- ④ 寄宿舍
- ⑤ 来客用駐車場（事業用大型車両優先）

【財源】（「マイナー組織」及び「NPBとマイナーとの連携」を更に参照の事）

- ① 「U13」「U15」及び「U18」各々の公開練習・選考競技及び公式競技に於ける入場料と放送権料に拠る収入中、会場使用料と租税を除く分の5割の金額。
▲「U13」の場合は放送権料を除く。
- ② 「マイナー」公式競技に於ける入場料と放送権料に拠る収入中、会場使用料と租税を除く分の1割の金額。

- ③ 構内の施設（競技場等）及び設備（教室等）の貸し出しに掛かる料金。
 - ④ マイナー野球連盟及び有志に拠る寄付金。
- ★以上4方法を併用しても尚且つ、収入が支出を下回る場合に限り、生徒の親族にも月単位の負担を求める。

マイナー組織

◆『日本野球機構』（NPB）の一階級下のプロ野球選手団として、「マイナー野球団」を36～60、6つの地域別「マイナー野球連盟」毎に各6～10団、NPB12球団が在る各都市とは別の各市に、NPB1球団毎に3～5団を連動させる形で配備。併せて各「マイナー…」には、共に野球学校の養育科と連動する形で「U13」・「U15」（共に前期養育科と連動）と「U18」（後期養育科と連動）の各年代別選手団を各々、各養育科の分校と同じ場所（市・町又は村）に置く。尚、同一の市・町及び村に付き複数の「マイナー…」及び複数の同年代選手団を置く事は認めない[同じ競技のプロ選手団は、同じ街には2つと要らない！]。

■マイナー・U18・U15とU13の何れも沖縄県は設置対象外。

【理由】1.日本列島の本土と繋がる^{トンネル}隧道又は橋が無く、故に陸上輸送手段（鉄道・自動車（バス））に拠る他県間との移動が不可能。／2.7月以降は必ず、台風の通り道と成り、試合消化に支障を来し得る。

マイナー

野球学校の養育課程を卒業し且つ選手資格を得ている者を選手として構成。

▲^{レギュラーシーズン}通常季（公式）競技…90～100試合／団、全て同じ組同士の選手団と対戦（1地域別連盟に付き8団の場合：98試合／団・

同一対戦団とは14試合（ホーム・遠征各7試合）ずつ。各試合の延長は12回迄とし、12回裏を終えて同点の場合のみ、引き分けとする。尚、5回終了以降、同点の時点で試合の進行が不可能と成った場合は「一時停止」とし、日を改めて当該試合を再開する（一時停止の試合が複数と成った場合は、通常季競技の日程終了から季後競技の日程開始迄の間に1～2日、当該試合群を1会場で纏めて行う）。

ポストシーズン
▲ 季 後 競 技…各地域別連盟の通常季競技に於ける1位と2位の計12選手団が出場。次第手順は以下の通り。

- (1) 「各地域…競技」の1位と2位の選手団を各々3選手団ずつ・小計6選手団ずつ、「東組」（北日本と東日本の1位3団及び西日本と南日本の2位3団）と「西組」（西日本と南日本の1位3団及び北日本と東日本の2位3団）とに分け、各組毎に10試合／団の総当たり戦を行う。
- (2) 前述各組総当たり戦の結果に基づき、以下の組み合わせに抛り準決勝を2試合（対戦選手団の本拠地で各1試合）ずつ行う。2試合を各々9～12回の間を終えて1勝1敗又は2引き分けの場合は、2試合目の13回目から「タイブレーク」方式で決着を図る。

東組1位×西組2位 / 西組1位×東組2位

- (3) (2)の勝者同士で決勝1試合を行い、其の勝者を当該年度の「マイナー野球選手権者」とする。12回を終えても同点の場合は、13回目から「タイブレーク」方式を用いる。

U18

野球学校の後期養育課程に在籍している15～18歳の生徒を選手として構成。

▲通常季（公式）競技…主に土曜日と日曜日に40試合前後／団、全て同じ組同士の選手団と対戦（1地域別連盟に付き8団の場合：42試合／団・同一対戦団とは6試合（ホーム・遠征各3試合）ずつ）。各試合の延長は12回迄とし、12回裏を終えて同点の場合のみ、引き分けとする。尚、5回終了以降、同点の時点で試合の進行が不可能と成った場合は「一時停止」とし、日を改めて当該試合を再開する（一時停止の試合が複数と成った場合は、通常季競技の日程終了から季後競技の日程開始迄の間に1～2日、当該試合群を1会場で纏めて行う）。

▲季後競技…各地域別連盟の通常季競技に於ける1位と2位の計12選手団が出場。次第手順はマイナーに準ずるが、「東組」及び「西組」毎の総当たり戦は各団5試合ずつとし、通常季競技に於ける上位成績の選手団を「ホーム」（後攻）とする。

U15

野球学校の前期養育課程に在籍している第二及び第三学年の生徒を選手として構成。通常季（公式）競技・季後競技共に、競技次第の手順と試合数はU18に同じだが、各試合は通常7回制とし、延長は10回迄。10回裏を終えて同点の場合のみ、引き

分けとする。尚、5回終了以降、同点の時点で試合の進行が不可能と成った場合の扱いはU18に同じ。

U13

野球学校の前期養育課程に在籍している第一学年の生徒を選手として構成。7月下旬から9月半ば迄、同一の地域別連盟内の通常季競技のみとし、同一選手団とは2試合ずつ、週2試合で中2～3日置きにU15の本拠地を間借りする形で行う。U15と同様、通常7回制とし、延長は10回迄。10回裏を終えて同点の場合のみ、引き分けとする。5回終了以降、同点の時点で試合の進行が不可能と成った場合の扱いはU18に同じ。

前四者共通項として

【施設・設備】

▲各選手団の本拠地とする競技場の規格：

両翼97.51m以上・中堅121.92m以上、少なくともフェア区域は左右対称である事。観覧部の収容定員は3000人以上（内、内野席2000人以上）、夜間照明（投手板一本塁角で1500Lx以上）が在る事。

マイナー・U18・U15の共通項として

【中継放送】

▲通常季競技と季後競技の準決勝迄の各試合については基本的に当該選手団の所在区域を対象とし且つ音声を主と

する生中継とし、「コミュニティー放送（狭域FM）」を活用。決勝は放送専用衛星を用いるテレビジョン放送（BS）に拠る全国中継。其の一方、週1回・1時間枠の「抄録番組」をマイナー・U15及びU18の合同でBSに拠りテレビジョン放送。

【財 源】（「養育及び研究機関」及び「NPBとマイナーとの連携」を更に参照の事）

- ① U15及びU18の各公開練習・選考競技及び公式競技に於ける入場料と放送権料に拠る収入中、会場使用料と租税を除く分の5割の金額。
- ② マイナーの公式競技に於ける入場料と放送権料に拠る収入中、会場使用料と租税を除く分の9割の金額。

現行プロ組織（NPB）

◆NPBに拠る現行12球団制は維持。其の上で――

▲「1 連盟・変動 3 組（4 球団ずつ：前年度成績に拠る順位で「1・4・7・10位の組」「2・5・8・11位の組」と「3・6・9・12位の組」に分ける）」に再編成。

▲東京都を本拠とする 2 球団の内「歴史が浅い」方の球団〔の本拠地（＝「^{つばめ}燕の^{おうち}御家」）〕を、「長野・新潟」「富山・石川・福井」「静岡」「岡山・香川・愛媛」の何れか 1 地域へ移す。

[同じ競技のプロ選手団は、同じ街には 2 つと要らない！]

▲^{レギュラーシーズン}通常季（公式）競技…142試合／団（同じ組同士の球団とは 26 試合（ホーム・遠征各 13 試合）ずつ、異なる組の球団とは 8 試合（ホーム・遠征各 4 試合）ずつ）。通常公式競技に於ける「各組 1 位の 3 球団」と「各組 2 位中、最も勝率が高く且つ勝ち数も多い 1 球団」が^{ポストシーズン}季後競技へ出場。

▲季後競技は「各組 1 位…」中の 1 位対「各組 2 位…」及び「共に「各組 1 位…」中の 2 位対 3 位」の組み合わせで先ず、各 5 回戦を行い、先に 3 勝を挙げた球団同士に拠り決勝競技（7 回戦）を「日本シリーズ」として行う。決勝競技にて先に 4 勝を挙げた球団を総合優勝とする。

☆二項目に関連して補足… “「巨人軍」は先ず、東京都民に愛されるプロ野球団たれ！”

N P Bとマイナーとの連携

◆N P B各球団の「二軍以下」の部門を「マイナー…」へ統合、少年期からの選手の養成及び育成の役割を野球学校の養育科と連動する形で「マイナー…」に担わせる。

◆N P Bとマイナーとの選手の往来に関して――

▲野球学校の養育課程を卒業後、プロ1年目は全員、マイナーで働く。

▲プロ2年目はマイナー契約で始まり、通常季競技の開会期間中、所属選手団が属するマイナー野球連盟の管轄地域に本拠を置くN P B加盟の選手団（以下、当該N P B選手団）の求めに応じて、当該N P B選手団の「出場選手登録抹消中の支配下選手」（以下、抹消中N P B選手）と入れ替わりに、「貸借移籍」の形で当該N P B選手団と契約の上でN P Bの通常季競技に出場する。マイナー選手には当該N P B選手団に居る間、「マイナー契約に拠る1試合当たり賃金（＝年間賃金÷一選手団の通常季競技に於ける年間試合数）」と同額の賃金が出場試合数の分だけ「マイナー…賃金」に上乘せする形で抹消N P B選手の欠場試合分から支払われる。一方、抹消N P B選手には出場選手登録抹消の期間中、「マイナー…賃金」と同額の賃金が支払われるものとし、当該N P B選手団は当該抹消N P B選手の残額分を、当該マイナー選手が在籍する選手団が属するマイナー野球連盟に支払う。

当該マイナー野球連盟は、以上の行為に拠り得た金銭を、当該地域の野球学校に優先的に寄付し、同野球学校の運営を支援する。

プロと素人との交流と連携

◆「全日本野球総合選手権大会」の開催。

開催時期：毎年3月、NPB及びマイナーの公式競技の開催前に。

基本参加資格：監督・コーチ及び選手が全て満18歳以上（中等教育の課程を卒業していない者を除く。以下、同じ）の男性に抛り構成され、拠点を日本国内に置き、且つ支配下選手及び出場登録選手の3分の2以上が日本国民である野球選手団。

△出場資格：NPBは全ての選手団。マイナーは前述6連盟毎の「前年度第一次公式競技に於ける優勝選手団」全てと「同競技に於ける2位」中の第二次公式競技に於ける成績が上位の2選手団。素人からは8選手団とし、「社会人」「大学」「高等専門学校」及び「専修学校」の何れも前年度に於ける各全国大会（選手権等）の優勝選手団。

組み合わせと手順：勝ち抜き戦方式で行う。尚、NPBの前年度総合4位以上（季後競技出場）の選手団は四回戦から出場。

一回戦…素人×マイナー

二回戦…一回戦勝者×NPB（総合5位以下）

三回戦…二回戦勝者同士

四回戦…三回戦勝者×NPB（総合4位以上）
以降、準決勝・3位決定戦及び決勝の順に行う。

※同大会の優勝選手団に贈る牌(次回開会式にて返還)には、
「野球選手団を日本で初めて興した人」の氏名を冠する事が望ましい〔←権威は、賜るものではなく、自分達で築くもの〕。

国際交流

◆毎年11月10日～12月第一週を「国際野球交流期間」とし、国際試合を原則として同時期に集中開催する様にする。

▲其の年度に国内公式戦にて総合優勝を成就した世界の全てのプロ野球団に拠る世界選手権競技会を、毎年11月半ばに行う。

▲各国家〔及び其に類する地域〕代表の選手団（原則としてプロ選手を中心に構成）同士に拠る国際競技会を、国際競技連盟の主催に拠り4年に1回、11月下旬から12月第一週に掛けて行う（オリンピック（夏季）の翌年3月に行われている「ワールド・ベースボール・クラシック」―「大リーグ野球機構」（MLB）が主催―は廃止）。

◆前述の「野球学校・海外普及科」を活用し、野球競技を実際に行う国を50以上とすべく、野球の海外普及の必須要件を探求し障壁と成っている事項を改善する取り組みを、国際競技連盟に加盟している全ての国家〔及び其に類する地域〕の野球関係者代表に拠り行う―差し当たっての優先課題は「イスラム教の国家群に於いて、如何に野球を根付かせ競技人口を増やすか」か？―。

参考文献 (何れも ^{インターネット} 間 網 ・ ^{ホームページ} 拋 頁)

ウィキペディア・フリー百科事典

「野球場」

「国際野球連盟」

「世界野球ソフトボール連盟」

公益財団法人 日本高等学校野球連盟

日本学生野球憲章 / 定款

一般社団法人 日本野球機構「オフィシャルサイト」

野球規則 (抜粋)